

鎌ヶ谷市男女共同参画計画策定委員会
令和7年度第2回会議録

日 時 令和7年11月25日(火) 14:00～16:20
場 所 鎌ヶ谷市役所本庁舎3階 301会議室
出席委員 大塚紫乃会長、上田智子副会長、南雲佳珠子委員、山形尚美委員、
眞田学委員、田代資二委員、平田真裕美委員、荻原美津江委員
欠席委員 渡邊輝江委員、菅井洋子委員
事務局 小笠原市民活動推進課長、澤田男女共同参画室長、菊地主任主事、山
崎プロジェクトマネージャー
傍聴者数 0名

会議内容

1 開会

2 署名人の選出

名簿順により田代委員、眞田委員が選出された。

3 議題

- (1) 男女共同参画アンケートの結果について
- (2) 第4次鎌ヶ谷市男女共同参画計画の骨子案について

議題(1) 男女共同参画アンケートの結果について

(事務局)

(参考資料を基に市民アンケート結果について説明)

男女平等意識について

(委員)

教育現場については平等と思われる割合がほかの設問と比べて高く、学校の中では平等意識が考えられているのかなと思った。一方で家庭生活の項目をみると20代から40代までの男女の間で、平等であると答えた割合の差が広がっていることに目が行った。学校を卒業して働き始めていく年齢と考えると、社会生活の中で区分け意識が芽生えてしまう面があるのかなと思った。50歳代になると差が縮まっているが、仕事が落ち着いて家省みる余裕が生まれるのかなど、詳しい理由は不明だがそういった感想を抱いた。

(委員)

法律・慣習・政治政策決定の場合など、「平等である」と答えている割合は男性の方が女性よりも多い傾向があり意識の差がある印象がある。その他の意見をみると夫婦間のコミュニケーションなどがうまく行われているとよい傾向を生

むのではないかと感じた。

こどもの性加害や性被害の問題についてはアンケートなど何らかの形で取り込む必要があると感じた。

(会長)

アンケートを見ると男女平等意識については場面によって違うので計画の中にうまく取り込んでいく必要があると思う。

(委員)

リストラなど、生活において急に大きな変化が起こることがある。こどもを抱えたシングルマザーなどは昔は特にそういったことが起きると女手一つで暮らしていくというのは大変だったと思う。女性が社会で働いていくことについて肩身が狭く感じる時代があったと思うので、少しずつ意識が変わることを期待する。

(会長)

職場などでの意識の変化のきっかけになるようなアイデアや、先ほど出た性加害や性被害の話に関連する考えなどがあれば引き続き意見をお願いしたい。参考資料の56ページにDVに関連する設問の集計結果もあるので、参照してほしい。アンケートなので好ましい方向に答えるというバイアスもあるかと思うが、暴力に対する認識については男女差があまり無く、理解が進んでいるという風に思えた。また、18歳以上を対象にしたアンケートであるため、こどもの状況が実際にどうであるかは、この結果だけではもしかしたら見えていないところがあるかもしれないと考える。

暴力被害について

(委員)

アンケートの設問に、「これまでに暴力を受けたことがある」と回答した方に対して、どこに相談したかを問うものがあるが、こういったところに具体的な相談機関やその連絡先を載せると回答者の気づきにつながる可能性があるため、掲載してはどうかと思う。行動を監視されているような人だとスマートフォンなどで調べるのも難しいことがありえるため、アンケートの回答途中で気が付いたり、情報を知れるといったことにつながると思う。

(事務局)

次回アンケートを取る際にご意見を取り入れたいと思う。

議題(2) 第4次鎌ヶ谷市男女共同参画計画の骨子案について

(事務局)

(議題(2)第4次鎌ヶ谷市男女共同参画計画の骨子案について、資料1から資料3を基に説明。資料3については議論後半で改めて説明する旨伝えた。)

第4次計画の骨子案について

(委員)

2点ほどあり、1点目。計画を立てるときの難しさでもあると思うが、色々なことを考えて組み立てて、一方で削れるところは削って絞れるようにするというのを考えたときに、個人的にはよくできているのではないかなと思う。

2点目、LGBT理解増進法のところで、計画の中に位置づけられていて多様性という言葉は若い世代では周知されている言葉なのかと思っているが解説の方も左下欄に入れていただいているので、良いと思っている。また、困難女性の支援に関する部分について、自分の所属している会議でも女性の福祉とか男女平等というところはよく話題に挙がるため計画に位置付けられているというのは良かったと思う。もう少しまとめられる部分がないかという目線で見えていたが、自分では浮かばなかったもので、このままでもいいのではないかなと思う。

(会長)

おおむね案のとおりでよいという意見だが、ほかにあるか。指標の方も含め、ほかになればご意見を伺いたい。

「困難」の定義・表現について

(委員)

「困難な問題を抱えた女性の支援」の「困難」というのは具体的にどういう状況を指しているのか。

(事務局)

国の方でもかなり広い意味で捉えている言葉で、具体例を挙げると貧困であるとか、国籍、障がいなど日常生活を送るうえで解決すべき事項や障壁になっている要素を示していると認識している。

この後の議論でも取り上げるつもりだが、困難女性支援法に基づいた指標についても検討する必要があると考えている。

(委員)

計画の基本理念としては「誰もが平等に尊重される」という部分があるので、困難な問題を抱える女性への支援というのを掲げて、逆に市民の側が「自分は困難な状況に陥っているんだ」といったような自己肯定が下がるような思いをしないような工夫した表現にしてほしい。

(委員)

法律の定義だと第2条に書かれており、この法律において困難な問題を抱え

る女性とは、性的な被害、家庭の状況、地域社会との関係性その他の様々な事情により日常生活または社会生活を円滑に営む上で困難な問題を抱える女性、その恐れのある女性を含むという記述がある。

ただこの困難というのを具体的にどのように判断するのかという点については、一つは「いじめはいじめられた側がいじめと感じたらいじめである」という文部省の考え方が参考になるのかなと思った。自分が困難だと感じたら困難な状況に置かれているという解釈ではないかと思う。判断基準としては議論の余地があると思うが参考まで。

(会長)

どこまでを困難女性支援の基本計画に含めるかは複雑だが、何とか計画上図示していただければと思う。なお、計画上、新しく導入した部分などは説明を入れる予定はあるのか。

(事務局)

現行の計画書でも用語解説などにはページを割いているので、同様にしたいと思う。また、今ご意見にあったような、困難とはどういう状況なのかというのは具体的にわかりづらい部分かと思うので、丁寧に説明していければと思う。

(委員)

困難を抱えている人への支援というのが必要というのは理解している。また性加害、性被害に遭われる方というのも低年齢化していると感じるところもあるので相談窓口を用意するというのは急務だと思うが、相談する側としてはとても相談に行くこと自体勇気のいること、繊細な部分だと思うので相談に行きづらくなってしまうのは避けてほしい。窓口の名称というのは例えば困難窓口相談といった名前ではないという認識でよいのか。

(事務局)

気にかけてくださっているのは「困難女性の」窓口といった表現を掲げた窓口になってしまうのかということだと思われるが、現在男女共同参画室で開設している相談窓口もそういった名称ではないし、新たに「困難女性」というような名称で窓口を開設しようといった動きはない。現在は広く女性向けに相談窓口を構えており、相談者が経済的困窮を抱えていたら生活保護であるとか、適切な部署につないでいる。

(委員)

承知した。

女性支援の管轄について

(委員)

困難女性支援法の8番目の項目に相談窓口の周知・啓発とあるが、所管としてはどこの課になる見込みか。

(事務局)

女性向けの相談窓口を管轄していることから男女共同参画室が法律関係の事務的な担当も担うことになると思われる。ただ、困難女性支援法については売春防止法の方も含めた形で変えていこうと始まった話である。望まない妊娠をしてしまって将来も貧困に陥ってしまう恐れがあるとか、こどものころからDVや性的虐待などで生きにくい形で生活をしなければいけない状況に置かれている人を幅広くとらえて、どうやって解決を図っていくかという大きな取組であるため、こどもの支援で教育委員会も関係したり、警察などとの関係も出てくる可能性がある。それらを総合的に、人生を通した支援をしていけるような取組となるため、男女共同参画室のみでは成り立たない部分もあることを念頭に置いたうえで取り組む必要があるかと思う。

性差に配慮した健康支援について

(委員)

資料1の図で、困難女性支援基本計画として施策の基本的方向の7番と8番を破線で囲んでいるが、10番の健康支援や、高齢者や障がい者支援の性差に対する配慮というのも含まれていくものと思われる。法律の趣旨から考えると、健康を害した人や障がい、高齢者になったときにより女性の方が貧困になりやすいといった背景も考慮した法になっていると思うので、これらも紐づけた形とならないか。

(事務局)

施策の基本的方向の10番を困難女性支援基本計画に含めるべきではといった理解でよろしいか。

(委員)

最終的な形はお任せするが、紐づけられているというのがわかるような表記をしていただければと思う。今回とったアンケートでも、女性支援新法の認知度が低かったため、新しい法律ができたという風なことも含めて、従来の相談窓口で引き続き対応というのだけではなく新しい打ち出し方も必要かと思われる。

売春防止法の流れを汲んでということだと10番の①について、「リプロダクティブ・ヘルスアンドライツ」の頭に「セクシャル」をつけて「SRHR(エス・アール・エイチ・アール)」といって若年層も含め恋人関係の性的同意の問題や売買春の問題などに取り組む若い女性も増えている。ライツなので権利のことと考えると具体的施策の1番の人権のことにも関係して、また複雑になってし

まうと思うが、公的な文書などではSRHRといった表記をしたものはまだないと思うけれども、先ほど別の委員が言っていた性被害や性加害への取組という意味で入ってくるのかと思う。

(委員)

自分は小学生のこどもがいるが、PTAの関係で助産師の方からお話を受けたことがあった。文章にすると性や性加害の話となってしまうところはあるが、性というのは命の話でもあるため、命の大切さを学ぶという風な、言葉の使い方によっては窓口が広がっていくと思うので参考にしていいただければと思う。命と性についてはどうやってこどもたちに伝えるかというのは、こどもたちにも聞いてほしい内容だったので、鎌ヶ谷市でもそういった話を子供向けに気軽に話せるようになったら被害をより防げるようになるのではないかなと思う。

(会長)

今回新しく入った人権教育の部分にも関わる話かと思う。

その他

(委員)

デザインに関する部分についてだが、多様性という視点から、カラーユニバーサルデザインを参考に配色してはどうか。誰にでも見やすいのは大事なことからと思う。後ほど、資料の写しを渡す。

(事務局)

確認して検討させていただく。

【資料2】指標について

(会長)

指標の目標値の部分となるが、もう少し上を目指す目標でもいいかと思われるが、設定の背景をお伺いしたい。

(事務局)

今回出させていただいた指標の中には男女共同参画計画以外の計画でも、目標として掲げている項目がいくつか存在している。そういったほかの計画とのバランスを考えなくてはならない面もあり、関連している計画も更新の時期を迎えているものもあり、今回の資料では、第3次男女共同参画計画からほぼ据え置きといった形で出させてもらっている。

また、目標を増加としているものもいくつかあるが、例えば審議会の女性割合など、審議会委員の推薦をお願いしている団体ごとに、会員に女性が少ないためその女性一人に負担が偏ってしまうなどの理由から、女性委員の推薦が難しい

といった事情がある。市からの啓発や働きかけのみではなく、そういった団体の事情が絡んでしまうものについては増加を図っていくとしている。

(会長)

承知した。

新指標の3について

(委員)

新しい指標の3について。(9)で固定的性別役割分担意識を新しく挙げているが、各場面での男女平等感を聞いているほかの設問と比べると、意味合いが違えると思われる。新指標の3の一部として置いた趣旨をお聞きしたい。

(事務局)

元々の話としては同じ資料の4ページの就労支援関係の指標から事務局内で議論があった。就労者の数を指標としていたが、最終的に就職するか否かが受講者側に依存してしまうため、別の案を検討した。その結果「男が外で働き女が家を守る」といった意識変化を目指していくことで、意識調査関係の新指標の3に組み込んでどうかという話になった。

(委員)

(9)は、指標3とは別として設定してもよいかと思う。就労支援講座の成果指標になるのかという疑問もある。

(委員)

今おっしゃっていた(9)は、新しい指標でいう12の方に近いかと思ったので、そちらに組み込めればいいのかと感じた。

(会長)

(9)は基本目標Ⅰの意識のところに入れるか、また別の委員が言ったワークライフバランスの関係のところに入れるのか。もう一つ、就労支援の関係については一つ指標が減ったということになると思うが、それで十分かということについて事務局としてはいかがか。

(事務局)

就労支援講座については、新しい計画の元でも講座自体を無くすというのはおそろくないと思われる。就労者数に関しては市のほかの計画でも取り上げているものなので、次期男女共同参画計画でも維持していくか、就労者数そのものを出していくのか、就労率などを出していくのかは修正があり得るかと思うが、再度検討させていただきたい。

(委員)

承知した。

(委員)

待機児童の項目については何か法律上の基準などで数字を出しているのだと思うが、現実との差はあると思うのでその辺りを考慮した表現にしてはどうか。

(事務局)

検討する。

【資料3】 困難女性支援基本計画に関連した指標について

(事務局)

(資料3について説明。)

(会長)

事務局から提示された指標としては、女性のための相談窓口の認知度ということであるが、その他の意見はあるか。

(委員)

相談窓口に関しては、今はこういった周知を行っているのか。学校などへの周知はしているか。

(事務局)

広報については、ちょうど市民ホールでも展示を行っているが、女性に対する暴力をなくす運動の時期に市の広報紙へ国の相談窓口なども含め女性のための相談のことを掲載している。啓発カードについては市内の病院にも配布をしている。学校への周知ということだと、年に小学校と中学校へ2校ずつ、計4校ほどデートDVの講座で回っている。

(委員)

承知した。

(委員)

今回のアンケートで相談窓口の認知度については聞いていたか。

(事務局)

今回のアンケートではこの行動はDVとして認識していますかといった設問はいくつかあるが、具体的な相談窓口の認知を計るといった設問は抜けていたため、次回アンケートを行うときにどの程度の数字を目標にするかといった部

分は検討したいと思っている。

(委員)

相談件数としてはどうか。女性支援新法の認知度がとても低かったので、女性相談については何となくDV関連の相談という認識があるかと思うためもう少し広く、様々な生活上の困難を相談できるということを、新たな法律ができたことと併せて、周知の結果というような形で相談件数の増加と捉えてもよいかと思う。相談件数の増加というと色々と解釈があって難しいと思うが一案として。

LGBT理解増進法に関する指標について

(会長)

LGBT理解増進法の方については、参考資料で浦安を取り上げていただいているが、性的少数者の人が生きやすい地域ですかという質問があるので、これがよい指標になるのではないかと思う。

アンケート調査項目について

(委員)

小中学生か、それ以上の人も含まれてくると思うが、性暴力やその相談先の話に関連して今の人たちはICT教育なども進んできていて、中にはAIに相談するという人もいるのではないかと思う。そういった場合だと、表にあまり出てこないし、正しい答えを得られるとは限らない。性暴力の話は大人にも言えない友達にも言えないとなるとAIが利用される人が増えてくる可能性があると思う。なおさら子どもたちが何に困ってるのかわからなくなるという課題が出てくるので、どうやってきちんと大人や相談先に伝えてもらうかというのは、これから大きな鍵になるのではと思った。提案にはなるが、例えば相談先としてAIを選択肢に入れてアンケートをとってみてもいいのではないかと思った。それと同時に実際の対面の相談や電話相談などに、どうすれば引き込めるかということも考えていく必要があるのではないかと思った。

(会長)

新しい視点かと思う。今回のアンケートの中にどこに相談するかといった項目もある。

(委員)

周知とともにアンケートの中にこの相談窓口は知っているかということも必要と思う。学校の方でもいじめについてのアンケートなどを年何回かしているが、具体例を入れておくといざという時思い浮かんでくることがありえる。

重大な被害だと、逆に地域に根差した窓口だと相談することが難しいということもありえるので電話で夜間に相談できるとか、LINEで相談できるとい

う窓口もあるので、どんどん周知していく。ただアンケートを取る、広報活動をするというのではなくてそういった工夫をすることも必要かと思う。

(会長)

認知度を指標にするのであればそれが高まる取組がいろんな方面で求められると思う。

(委員)

本日の会議を聞いていて、困難の度合いなど、線引きが難しい話もたくさんあったと思う。例えばだがいじめの話もあったが、同じ行動でもいじめと捉える子、そう思わない子もいる。「この制度を知っているか知っていないか」といった指標の到達度の話でいうと、やはりアンケートなどを取らざるを得ないと思うが、はっきり「はい」か「いいえ」で答えられるような、具体的なことを聞くものと関連していた方が指標としていいかと思う。教育の現場などでも「この問題わかりましたか」と聞いても、人によっては100点じゃないとだめだとか、50点でもわかってますと言う人もいる。「知ってますか」「知りませんか」といった質問で、知らなかったらじゃあ何が足りなかったのかと考えていくことができる。

先ほども話題に挙げた資料2の指標12で男性の家事の時間などを取り上げているが、これは「平均何時間何分ですか」といった聞き方になって、「何時間から何時間何分です」と具体的に出てくると思うので、質問の聞き方については、事務局の方で検討していただければと思う。

(会長)

認知度の部分に関してはアンケート等で新しく作らないといけない部分かと思う。また、委員から挙げていただいた相談先について具体的な例を挙げるのは、支援にも繋がる可能性がありよいことかと思う。

(事務局)

承知した。

(会長)

最後に事務局から補足があればお願いする。

(事務局)

長時間にわたり色々な視点からご意見をいただき御礼申し上げます。本日の意見をもとに事務局で計画案を検討し、次回会議にてお示しできればと思う。

○以上で会議は終了した。

会議録署名人の署名

以上、会議の経過を記載し、相違ないことを証するため次に署名する。

令和7年/2月//日

氏名 田代 資二

氏名 真田 学

